

専門家の声

「働き方改革関連法」に対する 備えはできていますか？

特定社会保険労務士
人材育成サポーター 成川 彰浩氏

働き方改革の基本は、大きく分けると2つあります。

1つは、働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。もう一つは、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択しやすくすることです。

その実現のために、「労働時間法制の見直し」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」を法規制等により推進します。

「〇〇と仕事の両立」が様々な形でやりやすくなれば、退職せずに長く働き続けることができ、現在働いていない方も働くチャンスが広がります。子育て世代では、在宅勤務が選択でき

れば、働きやすくなります。特に、人手不足感が強い中小企業にとっては、働き方改革による「魅力ある職場づくり」に取り組む必要があります。

労働時間法制の見直しは、2019年4月1日施行が多いのですが、法的義務が伴う内容は中小企業については施行期日が猶予されているものが多いです。残業の上限規制は、2020年4月1日施行、60時間超の時間外労働の割増率引上げ(25%→50%)は、2023年4月1日施行です。

その中で、有給休暇の一人1年間5日間の取得義務化は、大企業と同じく2019年4月1日施行のため、そろそろ内容を理解して備えていく必要があります。この法改正に伴い、有給休暇管理簿の備え付けも義務化されます。まずは、社員の入社日、有給付与日、現在の有給残日数の把握から始めましょう。また、有給休暇を付与できるのは、会社の所定労働日です。2019年は、祝日や国民の休日が増えそうなので、就業規則等で会社の所定休日を明確に定めておきましょう。

同一労働同一賃金関係は、中小企業は2021年4月1日施行ですが、同じ会社で正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇が原因で社員が退職するのを避けるために、法規制の前に必要な見直しを検討してはいかがでしょうか？

紙面の制約で、十分な情報を伝えることはできませんので、ぜひ2019年2月8日(金)19時～21時、真庭商工会で開催される「知って得する働き方改革関連セミナー」にご参加ください。



真庭商工会
主催セミナー

知って得する / 働き方改革 関連セミナー

2019年2月8日(金)
19時～
真庭商工会本部(真庭市銅屋6)
にて開催!

合同会社 成川経営サポート
代表社員 成川彰浩 特定社会保険労務士

専門家
紹介



経歴

住友製薬(株)(現、大日本住友製薬(株))
住友化学工業(株)法務部に出向後、総務人事部門に約12年勤務
資格取得予備校の講師を5年間経験
開業 平成16年10月1日
資格 特定社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引主任者
「人材定着・人材育成」につながるように内容を工夫しながら、年間約80回の研修・セミナー等を実施。